



業務コード			目的・業務内容	管理指標	実績(H20)	目標	期限	困難度	人工【時間数】	備考	
2桁	4桁	6桁									
03			適正な監査の実施	実施率	100%	100%	21年度	☆	538		
	0301			財政援助団体等監査の実施	実施率	100%	100%	21年度	☆		16
		030101	財政援助団体等の聴取り		適正処理	適正処理	適正処理	21年度	☆		16
		030102	財政援助団体等監査結果指摘事項等のとりまとめ		処理期限	12月	10月	21年度	☆		0
		030103	監査結果報告書の編集及び講評並びに印刷・公表		処理期限	12月	10月・12月初旬	21年度	☆		0
				定期監査の実施	実施率	100%	100%	21年度	☆		522
	0302			定期監査の聴取り	適正処理	適正処理	適正処理	21年度	☆		116
				定期監査指摘事項等のとりまとめ	処理期限	12月～2月	11月～1月の各20日頃	21年度	☆		124
				定期監査結果報告書の編集と講評	処理期限	3月上旬	12月下旬～1月下旬の各3期と2月上旬	21年度	☆		230
				定期監査結果報告書の印刷製本と公表	処理期限	3月中下旬	2月上旬・中旬	21年度	☆		52
04			適正な住民監査請求への対応	適正処理	適正処理	適正処理	21年度	☆	0		
	0401			住民監査請求への対応	適正処理	適正処理	適正処理	21年度	☆		0
		040101	住民監査請求の形式審査と要件審査		適正処理	適正処理	適正処理	21年度	☆		0
		040102	陳述等及び事実確認並びに本案審査		適正処理	適正処理	適正処理	21年度	☆		0
		040103	監査結果の通知と公表		適正処理	適正処理	適正処理	21年度	☆		0
		040104	長等への勧告と措置状況報告の公表と請求人への通知		適正処理	適正処理	適正処理	21年度	☆		0
05			監査水準と資質の向上	適正処理	適正処理	適正処理	21年度	☆	68		
	0501			他団体との監査情報の交換	適正処理	適正処理	適正処理	21年度	☆		68
		050101	東海地区都市監査委員会他研修会等への参加・報告		適正処理	適正処理	適正処理	21年度	☆		8
		050102	県都市監査委員会事務研究会への参加・報告、研修開催		適正処理	適正処理	適正処理	21年度	☆		28
		050103	九市監査事務研究会への参加・報告、研修開催		適正処理	適正処理	適正処理	21年度	☆		32
99			その他業務	適正処理	適正処理	適正処理	21年度	☆	574		
	9901			その他業務	適正処理	適正処理	適正処理	21年度	☆		574
		990101	議会・監査対応		適正処理	適正処理	適正処理	21年度	☆		16
		990102	予算作成		適正処理	適正処理	適正処理	21年度	☆		32
		990103	条例等改正		適正処理	適正処理	適正処理	21年度	☆		20
		990104	文書管理(ファイリング)		適正処理	適正処理	適正処理	21年度	☆		118
		990105	行政評価事務		適正処理	適正処理	適正処理	21年度	☆		48
990106	課内庶務		適正処理	適正処理	適正処理	21年度	☆	340			
									合計	1,879	

平成21年度 総括表

所属	総務企画部 監査委員事務局 監査係	係 表番号	1/1	内 線	1800				
総合計画の位置付け									
基本方針:99.その他施策を支えるもの 施策の柱:99.その他施策を支えるもの									
目 的		総合計画等指標	H20実績	H21実績	H22実績	H23実績	H24実績	目 標	期 限
-		-	-	-	-	-	-	-	-
任務 目的	公正で合理的かつ効率的な行政運営を担保する	適正処理率	100%					100%	21年度
業務 概要	公正で効率的な行政運営の定着を図るため、適正な監査等を実施する	期限内処理率	100%					100%	21年度
【目的(総合計画)管理指標の動向】									
-									
【現状】									
平成17年1月17日の市制施行に伴い、菊川市でも監査委員制度に基づく「監査委員事務局」が設置された。しかしながら、平成18・19年度には、事務局長及び執務室が議会事務局に統合された後、20年度に再度専従の事務局長及び執務室が復活、紆余曲折を経て今日に至っている。この間、既存市で定着し一般化している監査方法を鋭意取入れ、「公正で合理的かつ効率的な行政運営を担保する」に足る「監査水準の向上」と「適正な監査の実施」に努めてきた。									
【現状の課題】									
事務局2名体制は、現在の監査水準を維持するための最低限の組織体である。地方自治法第199条第4項や同第7項等の規定の趣旨に則り、平成19年度から監査結果報告の写し(定期監査と財政援助団体等監査)を、議会の諸報告で全議員に配布し、監査結果の公表を励行している。また、市立図書館の行政文書コーナーへも寄贈し、監査結果の公開に努めている。今後はホームページを活用し、適時に広く市民へ公開していく姿勢が求められている。									
【次年度改善措置】									
財務会計システムを改良することで、年度途中の各課の予算執行状況の集計作業に電算化を進める余地がある。電算化の改良等で課毎の予算の再配分や集計等の省力化を模索したい。									